

日本年金機構の主要統計(31)

(平成25年1月31日公表)
【公表日現在の最新情報を掲載】

【適用関係】

(単位:人、箇所、円)

① 被保険者・事業所情報 (平成24年10月末現在)	国民年金		厚生年金保険					
	被保険者数		適用事業所数		被保険者数		船員	標準報酬月額 の平均(船員含む)
	1号(任意含む)	3号	船舶所有者除く	船舶所有者	船員を除く			
					男子(坑内員含む)	女子		
	18,623,920	9,656,098	1,751,197	4,719	22,386,375	12,548,226	54,945	307,015

【徴収関係】

(単位:千円、万月)

② 国民年金保険料収納済歳入額及び納付状況	保険料収納済歳入額(平成24年10月分)			保険料納付状況(平成24年11月末現在)				
	合計	現年度	過年度	現年度分			過年度分	
				納付月数	納付対象月数	納付率(24年度)	納付率(22年度)	納付率(23年度)
		178,318,621	151,095,513	27,223,107	5,151	9,227	55.8%	63.9%

※現年度分の保険料納付状況は、平成24年11月末納付期限の平成24年10月分のものである。

※過年度分の保険料納付状況は、平成22年度分；平成22年4月～平成24年11月末まで、平成23年度分；平成23年4月～平成24年11月末までの納付率である。

※国民年金保険料は、納付期限から2年を経過すると納めることができなくなっていたが、平成24年10月から3年間に限り、過去10年間の保険料を納めることが可能となった。(年金確保支援法)

(単位:千円)

③ 厚生年金保険料徴収状況(累計) (平成24年10月末現在)	保険料徴収状況				
	徴収決定済額	収納済額	不納欠損額	収納未済額	収納率(注)
	14,103,866,547	13,586,431,895	11,155,565	506,279,087	96.3%

(注)口座振替による保険料納付は、月末が土・日曜日の場合、翌月に引き落としが行われるため収納率が低くなる。

【年金給付関係】

(単位:件、円)

④ 国民年金年金受給者情報 (平成24年10月末現在)	合計			老齢給付			障害給付			遺族給付		
	10月新規決定	月末現在	平均年金月額	10月新規決定	月末現在	平均年金月額	10月新規決定	月末現在	平均年金月額	10月新規決定	月末現在	平均年金月額
	51,497	29,796,561	54,777	42,656	27,926,574	53,499	7,824	1,760,901	73,485	1,017	109,086	79,909

※「国民年金受給者」とは、旧法拠出制国民年金と新法基礎年金の受給者の合計であり、基礎年金受給者には厚生年金を上乗せしている方を含む。

※「平均年金月額」は、決定済年金額の年金受給者ベースの月末現在のものであり、繰上げ・繰下げによる増減額を含む。

※上記のほか、平成24年10月末現在で、2,332人の方が老齢福祉年金を受給しています。

(単位:件、円)

⑤ 厚生年金保険年金受給者情報 (平成24年10月末現在)	合計			老齢給付			障害給付			遺族給付		
	10月新規決定	月末現在	平均年金月額	10月新規決定	月末現在	平均年金月額	10月新規決定	月末現在	平均年金月額	10月新規決定	月末現在	平均年金月額
	142,313	31,119,837	105,033	A …… 44,749	A …… 14,098,798	A …… 151,679	3,379	387,701	105,011	26,316	4,985,754	86,790
			B …… 67,869	B …… 11,647,584	B …… 56,379							

※「厚生年金保険受給者」とは、旧法と新法厚生年金保険の受給者の合計であり、新法厚生年金保険の受給者には同時に新法基礎年金を受給している方を含む。

※「平均年金月額」は、決定済年金額の受給者ベースの月末現在のもの適用、在職による一部停止額及び繰上げ・繰下げによる増減額を含む。

※「老齢給付」は、A：老齢相当(被保険者期間が20年以上、中高齢特例の適用)、B：老齢相当以外のものである。

※【平成19年4月1日施行】厚生年金保険・国民年金の年金受給権者からの申出による年金給付の支給停止件数は、482件である。(平成24年11月末現在)

(単位:万件、億円)

⑥ 厚生年金保険・国民年金の支払件数・金額 (平成24年12月定時支払)	合計		金融機関(ゆうちょ銀行を除く)		ゆうちょ銀行	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	6,355	71,145	4,797	51,401	1,496	14,130

※支払金額の「合計」は、「金融機関(ゆうちょ銀行を除く)」と「ゆうちょ銀行」のほか、外国送金等を含む。

【その他のサービス】(平成24年12月送付(発行)分)

(単位:件)

⑦～⑫ 各種お知らせ等	⑦年金請求書の事前送付 (A4版請求書)	⑧65歳年金請求書 (はがき)	⑨老齢年金のお知らせ (はがき)	⑩年金加入期間の確認に ついて(はがき)	⑪69歳到達年金未請求者への お知らせ(はがき)	⑫ねんきんネット ユーザIDの発行
	146,535	116,092	18,382	12,405	1,861	53,521

※⑦は、年金支給年齢到達をもって受給権が発生する方に、氏名、生年月日及び年金加入記録等を記載した年金請求書を60歳または65歳到達月の3ヶ月前に送付。

※⑧は、60歳到達後に老齢厚生年金を受けている方が65歳になったときは、60歳台前半の老齢給付に代わって、新たに老齢基礎年金と老齢厚生年金を受けることが可能となるため、年金請求書(はがき)を65歳になる誕生日の初旬に送付。

※⑨は、60歳到達後に受給権が発生する方(60歳到達時には、基礎年金番号で管理している厚生年金保険の期間が12月未満の方に)、65歳からの老齢基礎年金のこと等のお知らせを60歳到達月の3ヶ月前に送付。

※⑩は、日本年金機構で管理している年金加入期間のみでは、受給資格が確認できない方に、年金加入期間の確認を促すご案内を60歳到達月の3ヶ月前に送付。

※⑪は、日本年金機構で管理している年金加入記録のみで年金の受給資格期間を満たしながら請求を行っていない方に、年金請求を促すためのお知らせを69歳到達月に送付。

※⑫は、日本年金機構のホームページからユーザID・パスワード等を入力しログインすることにより年金加入記録等がいつでも閲覧可能となる「ねんきんネット」のユーザIDの発行件数。